

○個人情報保護委員会告示第 号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野美絵子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （第三者提供時の確認・記録義務編）</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>[略]</p> <p>【凡例】 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 確認・記録義務の適用対象</p> <p>2-1 [略]</p>	<p>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン （第三者提供時の確認・記録義務編）</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>[同左]</p> <p>【凡例】 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 確認・記録義務の適用対象</p> <p>2-1 [同左]</p>

2-2 解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供

2-2-1 [略]

2-2-2 受領者に確認・記録義務が適用されない場合

2-2-2-1 法第 30 条の「個人データ」の該当性

[略]

(1) 受領者にとって「個人データ」に該当しない場合

① [略]

② 判断時点

個人データには該当しない個人情報として提供を受けた場合、仮に、後に当該個人情報を個人情報データベース等に入力する等したときにおいても、法第 30 条の確認・記録義務は適用されない。

なお、受領後、受領者が当該個人情報を自己のデータベースに入力した場合には、入力時点から個人情報データベース等を構成する個人データに該当することとなり、法第 22 条から法第 39 条までの規定（法第 30 条及び第 31 条（※1）を除く。）が適用されることに留意する必要がある（※2）。

2-2 解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供

2-2-1 [同左]

2-2-2 受領者に確認・記録義務が適用されない場合

2-2-2-1 法第 30 条の「個人データ」の該当性

[同左]

(1) 受領者にとって「個人データ」に該当しない場合

① [同左]

② 判断時点

個人データには該当しない個人情報として提供を受けた場合、仮に、後に当該個人情報を個人情報データベース等に入力する等したときにおいても、法第 30 条の確認・記録義務は適用されない。

なお、受領後、受領者が当該個人情報を自己のデータベースに入力した場合には、入力時点から個人情報データベース等を構成する個人データに該当することとなり、法第 22 条から法第 39 条までの規定（法第 30 条及び第 31 条（※）を除く。）が適用されることに留意する必要がある。

(※1) 法第 31 条は、個人情報情報の第三者提供に関する規定であるため、個人データに該当することとなった場合でも適用されない。

(※2) 法第 23 条に定める「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。また、法第 26 条に関し、規則第 7 条第 3 号関係に規定する「個人データ」には、「当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているもの」が含まれる。

③ [略]

(2) [略]

2-2-2-2 [略]

[3~5 略]

【付録】 [略]

(※) 法第 31 条は、個人情報情報の第三者提供に関する規定であるため、個人データに該当することとなった場合でも適用されない。

[新設]

③ [同左]

(2) [同左]

2-2-2-2 [同左]

[3~5 同左]

【付録】 [同左]

備考 表中の[]の記号は注記による。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。